

# 特殊車両取締りをおこないました

9月4日（月）前沢車両検測所において、岩手運輸支局と合同で特殊車両と不正改造車及び不正軽油の取締りをおこないました。

一定基準を超える大型車両が走行する場合には、交通の危険防止と道路構造の保全のため「特殊車両通行許可」が必要となっておりますが、運行車両の一部に無許可や許可条件違反等が散見されています。

また、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は安全を脅かし、道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっています。

これらの不法行為の撲滅を図ることを目的として、水沢警察署のご協力のもと、26名で取締りにあたりました。

※この日は、車両からディーゼル燃料を抜き取り、簡易型の硫黄濃度測定器による不正軽油使用の有無も確認しました。



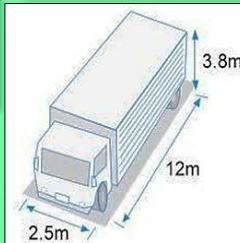
平成29年 9月 7日

岩手河川国道事務所  
水沢国道維持出張所

＊ ＊ 取締りの結果 ＊ ＊

対象車両・・・ 15台

うち、  
違反車両・・・ 0台



車両の幅や車高が一定基準を超えていないか測定中。

写真は、取締り状況を撮影したもので、違反車両ではありません。



水沢国道維持出張所 藤岡所長が新聞社やテレビ局のインタビューを受けました！！

藤岡出張所長は、今回の無許可・許可条件違反、不正改造などの車両取り締まりに関し、「違反車両は道路の寿命に悪影響を与えるだけでなく、ほかの車の走行にも危険を及ぼす。ドライバーや運送会社はルールを守って業務にあたってほしい。」とコメントしました。

燃料（軽油）を抜き取り、硫黄濃度を測定中。

硫黄濃度測定器



お仕事中取締りにご協力いただきありがとうございました！



国道4号 一関市（宮城県境）～花巻市（二枚橋）までを管理しています  
水沢国道維持出張所

〒023-0003 岩手県奥州市水沢区佐倉河字車堂79  
TEL：0197-24-2187 FAX：0197-24-1289

